

令和4年12月定例会

決算特別委員会委員長報告

【決算特別委員長報告】

決算特別委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

令和4年9月定例会において、本特別委員会に付託されました議案第48号から第58号までの11件について、6日間（9月28日・29日・30日・10月3日・4日・5日）にわたり審査いたしました結果、令和3年度平戸市一般・特別・事業会計の剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決および認定すべきものと決定されました。

さて、令和3年度一般会計の決算状況であります。令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として実施された特別定額給付金の減少により、歳入歳出とも前年度から減少しており、歳入総額287億3,354万7千円、歳出総額278億8,234万6千円で、翌年度へ繰り越すべき財源2億1,721万3千円を差し引いた6億3,398万8千円が実質収支となっていました。

令和3年度の財政状況は、地方公共団体の財政状況を客観的に表す健全化判断比率においては、基準を超える指標はなく良好な状況を保っている状況でありました。特に実質公債費比率は、これまで積極的に行ってきた市債の繰上償還、及び北松北部環境組合の地方債償還のための負担金の減少により、前年度から1.5ポイント改善し、1.5%となっています。また、経常収支比率は、主に普通交付税の「臨時経済対策費」の創設等による増加により、前年度から3.9ポイント改善し、84.4%となっています。

令和3年度からは、普通交付税が一本算定へ完全移行し、依然として進行する人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症や近年の世界情勢に伴う原油価格・物価高騰など将来の見通しが効かない中で、今後とも厳しい財政運営となることが予想され、引き続き経常経費の節減をはじめ健全な行財政運営に努めるよう求めるところであります。

このような財政状況を踏まえ、本特別委員会における論議のうち、主な指摘事項について、ご報告いたします。

はじめに、議案第 48 号『令和 3 年度平戸市一般会計決算認定について』であります。企画財政課所管の『新しいまちづくり基金積立金』に関し、今後の公共施設整備の財源に充てるため、積み増しを行ったということであるが、施設整備の活用だけではなく、まちづくりの振興などソフト事業への活用は考えていないのかとの質問に対し、本基金は公共施設の整備だけに充てるものとは限らないが、人口減少対策などのソフト事業については、これまで「やらんば！平戸」応援基金を活用して事業を行っており、公共施設に関しては、今後老朽化に伴う大規模改修が予想され、公共施設の整備事業への有利な財源となる合併特例事業債の発行が令和 2 年度で終了していることから、今後は新しいまちづくり基金の活用も考え積み増しを行ったとの答弁がありました。

また、『新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金』に関し、この交付金は、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、地域の実情に応じて必要な事業を実施するための交付金であるが、効果的な事業を実施するため各部署の要望等を十分に集約し、支援を必要とするところに有効な活用がなされたものと考えてよいかとの質問に対し、令和 3 年度は、事業者支援をメインとした交付金が創設された。各部署からの要求に対して予算措置を行い、事業継続支援やプレミアム商品券による経済対策事業を実施したことにより、一定の効果はあったと認識しているとの答弁がありました。また、令和 3 年度は実質単年度収支が約 13 億円と良好な決算状況であるため、市民が求める支援を単独事業で行うなどの対応を含めた財政運営を考える必要があったのではないかと質問に対し、本交付金の目的に沿った支援を中心に事業を行ってきたところではあるが、今後とも各部署の要望や市民のニーズを十分に把握したうえで、適切な財政運営に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、総務課所管の『路線バス維持対策事業』に関し、市内生活路線維持費補助において、令和 3 年度の西肥バス利用者数が令和元年度比で 3 割減となっているが、要

因は何か。また、生月バスについて利用者数は前年度比で増えているものの、補助金額は1千万円以上増加している理由は何かとの質問に対し、前者については、令和2年10月1日付で市内交通網を再編し、走行する路線が変更となったことや、令和3年9月末をもって西肥バスの田平～宮の浦間の第1便および最終便の廃止など、路線を一部廃止したこと、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響していると考えられる。後者については、生月～平戸高校間の路線運行について、従来、平戸市単独で独自の算定式により補助を行っていたが、国庫補助路線として認定を受けたことにより算定方式が変更となり、補助対象経費の範囲が広がったため補助金額が増加したとの答弁がありました。後者の答弁に関連して、市の財政負担は増えていないのかとの質問に対しては、市の財政負担も増加している状況にあるとの答弁がありました。

これに関しては、コスト面を踏まえ、ふれあいバスとのすみ分けも含めた路線バスのあり方について、相対的に検討を行うべきではないかとの意見に対し、現在、令和6年度までを計画期間とした「平戸市地域交通網形成計画」に基づき交通網の再編を行っているが、令和5年度には、令和7年度からの新たな計画の策定に取り掛かる予定である。計画の策定にあたっては、意見も参考にしていきたいとの答弁がありました。

人事課所管の『職員研修の実施状況』に関して、有意義な研修を当該職員にお知らせし、オンライン受講ができるシステムを導入している事例もある。こういったものも参考にしながら人材育成を行い、全体のボトムアップにつなげてほしいとの意見に対し、学びの機会は大切であり、職員の資質向上が市民サービスの向上にもつながると考えている。近年ではオンライン形式での研修も増えているため、なるべく多くの職員に研修の機会を与えていきたいとの答弁がありました。

関連して、OJTによる研修が行政改革推進計画の取組み項目にも位置付けられているが、現状、日常的な業務の指導の範囲を超えていないのではないかと。ノウハウや

スキルを持った職員が講師となり、他の職員に広めるなどといった取組みを、人事課をはじめとした職場がモデルとなって推進し、OJTの意識を植え付けていくべきではないかとの意見に対し、ノウハウを他の職員に広めるなど一步進んだ取組みも職員の資質向上及び意識改革を図る上で重要だと思うため、検討していきたいとの答弁がありました。

市民課所管の『CO2排出ゼロ都市推進事業』及び『地域脱炭素ロードマップ策定事業』に関し、CO2排出実質ゼロの自治体を目指し、緑のカーテン事業や再資源化推進交付金事業を実施されているが、本市においては「CO2排出ゼロ都市」宣言の中でも、CO2排出削減については市民運動として取り組むと記載されており、今後市民の意識を醸成できるような事業展開が更に必要ではないかとの質問に対し、令和4年度において市民に対し温室効果ガス排出量を削減するための設備導入を行う補助の実施やエコフェスタといった市民向けのイベントを計画している。今後も事業者や市民一人一人が、温室効果ガスの削減や地球温暖化対策に取り組んでいただけるような施策を、周知啓発と併せて行っていきたいとの答弁がありました。

こども未来課所管の『地域子ども・子育て支援事業（地域子育て支援拠点事業）』に関し、本事業は家庭や地域における子育て機能の低下に対応するため、子育て中の親の孤独感や不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした事業とのことであるが、主に自宅保育をされている方が利用されていると考えてよいか。また、施設の開設時間については、平日昼間の時間帯が多いようであるが、保育所等に入所している方でも育児相談ができる環境づくりが必要ではないかとの質問に対し、利用者については、在宅で育児をされている方が多い状況にある。保育所等を利用されている方の育児相談については、日頃子どもと接している保育士の方に相談していただいているものと考えているが、どなたでも育児相談ができるよう母子保健事業等を各地域で開催しており、保育時間や育児環境に関わらず対応できるような体制

を整えているとの答弁がありました。

観光課所管の『アドベンチャーツーリズム事業』に関し、本事業は、令和3年度において、観光事業者に限らず、現在観光に携わっていない方も巻き込みながら、「自然」や「異文化」などを組み合わせ、マリンアクティビティなど9つの旅行商品を創出した。そのうち8つの商品については既に商品化しており、その他の商品については、令和4年度で商品化に取り組んでいるとのことであるが、将来に向けて、今回の9つの商品だけでなく、新たな商品を開発していく考えはないのかとの質問に対し、アドベンチャーツーリズムの要素を取り入れた旅行商品の造成は必要と感じており、観光協会と連携しながら事業を推進し、今後、外国人も含めた観光客の誘客、滞在時間の延長、観光消費額の増加を図っていきたいとの答弁がありました。

商工物産課所管の『6次産業化推進事業』に関し、これまで補助金を使って新商品開発を支援してきたと思うが、これまでの補助実績や事業者の売上はどのようになっているのか。また、ふるさと納税の返礼品としての新商品の活用状況はどのようになっているのかとの質問に対し、6次産業化の補助制度が始まった平成27年度から令和3年度までの補助合計が8件で2,394万円、商品開発による売上が、自己申告ではあるが、約4,273万円となっている。また、新商品の活用状況については、平成21年度からのブランド化推進事業などの事業も含め、把握できる範囲で145品の新商品が開発され、そのうちふるさと納税にエントリーしたのが65品となっているとの答弁がありました。

文化交流課所管の『三浦按針没後400年事業』に関し、按針墓地発掘調査において見つかった三浦按針と思われる人骨について、現在、調査・研究のため山口県の人類学ミュージアムに保管されているとのことであるが、今後、平戸市の宝として縁ゆかりのある本市に移し、多くの皆さんに見ていただけるようにできないのかとの質問に対し、平戸市の大切な宝であり、いずれは本市で引き取る方向で考えているが、今回の発掘

で地上に出てきて非常にもろい状態でもあるため、受け入れにおいても環境を整える
必要があり、その辺も考慮しながら検討したいとの答弁がありました。

農業振興課所管の『平戸式もうかる農業実現支援事業』に関し、アスパラガス農家
を見たときに、一番収量を上げている農家との出荷額の差はどのくらいあるのかとの
質問に対し、平戸地区の平均反収（10 アールあたりの収穫量）は1,300 キロ弱程度で
あるが、地区内でも差があり、高齢者などについては反収が低い傾向にある。5～10
年前に就農された方でアスパラガスの株が若く、反収が多い方と比較すると、反当り
3トン以上の差があり、キロ当たり1,000円前後の単価として300万円くらいの販売
額の差になると思われるとの答弁がありました。

また、アスパラガス農家が、1,000万円プレーヤーということでテレビ紹介された
ことから、新規就農の相談もかなり増えているとの説明に対し、設備投資して全額補
助ではないので、返済もある中、就農してすぐは想定しているような収入も得られな
いこともあるという現実を伝え、新規就農につなげていただきたいとの意見がありま
した。これに関し、平戸市は、農業生産環境が好条件のところと比べ、交通アクセス
や台風の問題、水の確保の難しさなど、マイナス面も説明したうえで最終的に本人に
判断していただいているが、担当課としても地域農業の現状を知っていただいたう
えで、覚悟を持って取り組んでいただきたいと思っているとの答弁がありました。

さらに、今後の畜産業について、飼養頭数が微増となっている一方、農家戸数が減
少しており、今後どういう戦略で推進していく考えかとの質問に対し、本来であれば、
農家戸数も増やしていきたいところではあるが、現在の人口減少の状況をみると、少
し減少していくのはやむを得ないとの判断に至り、産地として維持するためには現状
の飼養頭数規模を維持する必要がある、規模拡大により平均飼養頭数を増やしてい
きたいとの答弁がありました。

また、子牛のセリ状況をみると値段がだんだん下がり、9月のセリでは50万円台

後半くらいになっている。飼料の価格も上がっている状況の中、今後の畜産業はどうなっていくと考えているかとの質問に対し、肥料や飼料の価格上昇もあり経費が増え、購買者である肥育農家の経営もかなり厳しい状況で、今までのようには購入できないといった声も聞こえてきており、今の物価情勢が続けば、当面の間 50 万円台後半の価格で推移していくのではないかと危惧している。そういった中で、令和 4 年度においても、臨時交付金を活用しながら、飼料代の上昇分の支援を行っている状況であり、何らかの対策をしていかないと畜産経営はもちろん、農業経営も厳しくなってくるため、今後も生産者部会などによく話し合いながら検討していきたいとの答弁がありました。

農林整備課所管の『農業競争力強化基盤整備事業』に関し、農地の圃場整備を進める中で、耕作者が高齢化し、実際工事が完了するのが 5 年後となったときに、耕作を続けることができない人が出てこないのかとの質問に対し、事業採択の際の耕作者は、現在の耕作者または、担い手農家であって、この事業に参加する担い手については、認定農業者であり、かつ、10 年後、耕作が可能であるか、後継者がいるかどうかというところまで確認し、審査を行っている。また、事業採択の要件として、農地の一定の集積率や費用対効果を出すために裏作を作ることも必要であり、農業振興課や県の普及所とも連携し、裏作で費用対効果が上がるような品目の選定をするなど協議をしながら進めているとの答弁がありました。

水産課所管の『地域水産資源環境調査事業』に関し、稚魚やアワビの稚貝放流を継続して実施し、事業成果として水産資源の維持に寄与することができたとのことであるが、令和元年度以降は漁獲量が減ってきており、アワビについては、藻場の磯焼けなどによる要因もあるが、そもそも放流のサイズや方法をもう少し研究する必要があるのではとの質問に対し、アワビ稚貝放流のサイズについては、ある程度大きいサイズにできないかを費用対効果を含め、県の意見も踏まえながら前向きに検討できれば

と考えている。また、併せて、藻場保全対策も行っていく必要があるとの答弁がありました。

建設課所管の『地籍調査事業』に関し、事業が計画されている大久保地区については、字図混乱地域があって1,800近い枝番が付いている地番もあり、法務局の公図が閉鎖されていることから、地域住民が一番解決してほしい問題なので住民と充分協議のうえ、事業を進めてほしいとの意見に対し、当該地区については、本地籍調査事業において新たに地図を作成する作業工程が別途必要であり、土地の権利者からの同意も必要な調査地区である。枝番の決め方も含め、法務局とも相談しながら事業を推進していきたいとの答弁がありました。

都市計画課所管の『空き家対策事業』に関し、本市の空き家の状況として、平成27年度に実施した調査では合計1,273件であったが、令和3年度の調査時点で1,677件と増加している。また、今回の調査に併せ、所有者への空き家に関するアンケート調査を行い、約100件の空き家バンク登録希望の回答があり、実際利活用できるか確認し、12件の所有者に対しアプローチをかけ、1件が空き家バンク登録手続きをしている状況とのことであるが、人口減少などから空き家も増加し、日に日に建物の老朽化も進んでいる中、抜本的な対策を考えているのかとの質問に対し、現在は国の補助要件に合致した場合、解体費用の補助を行っている。国の補助要件に合致しない場合であっても、危険な空き家の解体に苦慮している方を救うことができないか内部で協議を行っているところであるが、第一義的には、空き家の管理責任は所有者にあることを念頭に取組んでおり、まずは、危険な空き家の改善を所有者にお願いしていきたいとの答弁がありました。これに関し、人通りが多いところや住宅密集地など他人に被害が及ぶところには配慮しなければならないが、山の中の一軒家もたくさんあり、一般財源での補助事業で安易に所有者の皆さんに期待させるような制度を作らないよう慎重に協議をしていただきたいとの意見を付したところです。

消防本部所管では、『消防団活動事業』に関し、林野火災等で利用するジェットシューターの各分団への配置数や能力はどのようになっているのかとの質問に対し、現在 277 基が配置されており、計画では各車両につき 5 基を配置することとしている。車両の数から算出した必要数は 315 基となるが、毎年 10 基ずつ整備を進めており、不足する分は 4 年ほどで充足できる見込みである。また、能力については、噴霧またはストレート方式の放水方法によっても異なるが、概ね 10 分程度の連続利用が可能との答弁がありました。これに対し、大火とならないよう、各分団に対して当該機材を利用する際の指導をお願いしたいとの意見がありました。

教育総務課・学校教育課所管については、教職員等の処遇や、なり手不足対策を問う質疑が多く、『会計年度任用職員』に関し、会計年度任用職員を募集しても、収入が少ないため、人が集まらない状況ではないのか。人材確保の観点から改善が必要ではないのかとの質問に対し、会計年度任用職員の報酬額は、教育委員会のみでは決定できないため、人事課とも、会計年度任用職員に応募しやすいような賃金体系を協議していきたいとの答弁がありました。

『教職員健康診断事業』に関しては、教職員に対する一般的な健康診断やストレスチェックを行うための事業であるとのことだが、メンタル不調等を抱える教職員のケアを行う仕組みや相談を受ける体制は構築されているのかとの質問に対し、ストレスチェックの結果に応じ個別に相談ができるほか、働き方改革を進めている。また、校内でのメンタルヘルス研修の実施や、ハラスメント委員会の設置など、目配りができる制度を設けているとの答弁がありました。関連して、中学校の部活動従事による教職員の負担の実態について尋ねる質問に対し、ノ一部活動デーや部活動の複数担当制を導入しているが十分ではないため、更なる働き方改革を進めるとともに、部活動に限らず教職員を複数の目で見、メンタル不調で心身の故障をきたす教職員が出ないようにしていきたいとの答弁がありました。

『特別支援教育支援員配置事業』に関しては、特別支援教育支援員を令和2年度から1名増員したとのことだが、教職員も含めて、なり手が不足しているのであれば、それを補完できるスクールスタッフの導入などに向け、スタッフの身分保障も含めて整理・検討してもらいたいとの意見に対し、県内事例なども参考にしながら検討していきたいとの答弁がありました。

『奨学資金貸付事業』および『奨学資金貸付基金』に関し、基金総額に対する運用状況が11%程度となっており、運用効率が悪いと考えられるが、要因分析はしているのかとの質問に対し、高等学校の授業料無償化や他の機構などが行っている奨学金制度に有利なものが増えていることが影響しているとの答弁がありました。これに対し、せっきくの基金であるので、一定の条件を付して返還免除を行うなど、特色ある制度の検討をしてはどうかとの意見に対し、奨学資金貸付基金運営委員会でも同様の意見があっているため、他の制度とも比較しながら検討していきたいとの答弁がありました。

生涯学習課所管の『教育費の決算における不用額』に関し、特に、「公民館費委託料」で多く発生している状況にある。内容をよく精査した予算編成であれば、今回発生した不用額を他の必要な事業に充てることが出来たと思われるが、今回、その不用額が多く発生した要因はなにかとの質問に対し、生月町中央公民館移転改修事業に係る旧公民館の解体後、解体工事に伴い周辺家屋等に異常があった場合に備えて、事後調査委託料を計上していたが、家屋等に異常があると申告があったのは1件のみであり、事後調査が不用となったことが、この不用額の主な要因であるとの答弁がありました。

次に、健康ほけん課所管の議案第49号『令和3年度平戸市国民健康保険特別会計決算認定について』に関し、保険給付費等交付金の県特別調整交付金について、国民健康保険税の収納率に伴う交付金と考えるが、令和3年度の交付内容はどのようにな

っているのかとの質問に対し、県特別調整交付金は、保険事業に関するものや収納取組姿勢に対する評価に関する交付金となっており、令和3年度の内容としては、交付額約2,700万円の内、1,167万円が収納評価に関する交付金となっている。これは県内21市町のうち、上位5自治体に特別に交付されるものであり、本市については県内4位と評価されたことから追加交付を受けたものであるとの答弁がありました。これに対し、本市においては、国民健康保険税を含めた市税について高い収納率を確保しているものであり、徴収率の向上に向け、引き続き努力を望むものであるとの意見がありました。

次に、長寿介護課所管の議案第51号『令和3年度平戸市介護保険特別会計決算認定について』に関し、介護認定者数について、総合事業対象者が年々減少している要因は何かとの質問に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により交流の場や社会参加への機会が減少したことで、介護状態に陥ってからの申請が増え、総合事業を経ずに要支援以上の認定を受ける新規の要介護認定が増えたことや総合事業から要介護認定へ移行するケースなど介護度の重症化により総合事業対象者が減少しているものと考えられるとの答弁がありました。

また、給付総額の抑制のためには在宅サービスへの移行が必要不可欠とのことであるが、コロナ禍により要介護認定者が多くなっている状況にあるので、今後も裾野の広い介護予防に努めてほしいとの意見に対し、介護予防のための地域支援事業や一般高齢者の健康維持を目的としたフレイル予防事業の推進、医療と介護の連携・情報共有を図りながら、介護予防の施策に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、生月支所所管の議案第52号『令和3年度平戸市農業集落排水事業特別会計決算認定について』に関し、本事業は、令和12年度を目途に事業を廃止することであるが、現時点で事業廃止経費として既存施設や管路の撤去費などが見込まれていない状況にあるため、将来的な財政負担がどのくらいになるのか把握すべきであり、

管路を埋めたままにできないかなど、できる限り撤去費用がかからないよう努力してほしいとの意見に対し、施設の撤去費を把握する中で、道路管理者などと協議しながら、できるだけ費用がかからないよう進めていきたいとの答弁がありました。

次に、田平支所所管の議案第 53 号『令和 3 年度平戸市宅地開発事業特別会計決算認定について』に関し、売れ残っている宅地の駐車場は、車高が高いワンボックスカーなどが入らない「ほら穴式」が大半であるとのことだが、造成していない土地に駐車場を別個に設けるなどの方法も考える必要があるのではないかとこの質問に対し、販売促進の点からは何らかの改修を行う必要があると認識しているが、販売予定の区画に駐車場を整備するという事になれば、その多くの区画で大規模な改修工事が必要となる。すでにグリーンヒルズに入居され、敷地内に駐車場用地を確保している世帯との兼ね合いや、改修費用の回収をどのように行うのかといった整理も行う必要があるため、ベターな方法を検討していきたいとの答弁がありました。

また、グリーンヒルズ内に設置してある街路灯の管理について、地区の負担はないとのことだが、防犯灯に関しては、自治会自らが電気料や修繕料を負担するなどして管理しているところもある。これに関する議論の状況や、街路灯と防犯灯の位置づけはどのようになっているのかとの質問に対し、グリーンヒルズは既存の自治会に属する地域であるため、当該自治会とも何度か協議を行っており、新たな負担が増えることについては難しいとの意見があっている。グリーンヒルズについては、造成時に道路に付帯する設備として市が街路灯を設置しているが、他と比較し不平等と思われる部分は残っているため、防犯灯との兼ね合いも含め、関係課とも協議をしていきたいとの答弁がありました。

次に、大島支所所管の議案第 54 号『令和 3 年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計決算認定について』に関し、施設の漏水対応が遅れ、約 78 万円の市負担が出たことを踏まえ、その後、どういった対応策を講じたのかとの質問に対し、対応

マニュアルを作成し、指定管理者側と一緒に漏水点検方法を確認するとともに、前年度の水道料と比較しながら確認するよう双方でのチェック体制を整え、対応しているとの答弁がありました。

また、施設開設後、相当の期間が経過しており、基本的に施設改修にかかる補助は見込めないと思うが、今後の改修計画をどのように考えているのかとの質問に対し、宿泊施設ということもあり、基本的に補助等が見込めない状況であるが、観光協会などから助言をいただきながら補助メニュー等を検討したうえで、大規模改修を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、水道局所管の議案第 56 号『令和 3 年度平戸市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』に関し、将来の水道管路の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、引き続き計画的な施設更新を行っていききたいとのことであるが、令和 3 年度の管路更新率が 0.5%と低い状況の中、更新事業について今後どのように進めていく予定であるのかとの質問に対し、本市は起伏の激しい地形と小規模集落が広範囲にわたり点在することで分母となる管路総延長が長いことや経年劣化が進んでいる管路や漏水が発生している箇所を優先的に更新していることから、管路更新率が低い状況にあるが、漏水箇所が多いところを十分に精査し、計画的な事業を推進していききたいとの答弁がありました。

次に、病院局所管の議案第 57 号『令和 3 年度平戸市病院事業会計決算認定について』に関し、令和 3 年度の経営状況について、新型コロナウイルス感染症対策関連等の補助金の交付により、収益的収支において、平戸市民病院、生月病院ともに純利益になっていると思われる。コロナ収束後は、コロナ関連補助金の減少が見込まれ、厳しい経営状況になるものと危惧されるが、今後の病院事業経営について、どのように考えているのかとの質問に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による入院収益の減少により、医業収益については前年度に比べ減少しているが、補助金交付により医

業外収益が増加していることから、令和3年度は純利益となっている。コロナ収束後は、医業外収益の減少に加え、少子高齢化や人口減少の進展により、コロナ前と同じ医療環境に戻るの難しいと想定されることから、今後の動向を見極めながら病院事業経営を考えていきたいとの答弁がありました。

最後に、提出された決算に係る主要な施策の成果についての報告書や決算特別委員会資料について、主要な事業に関して記載がないものや決算としての説明内容が不十分であるものが見受けられた。今後は効率的かつ適正な決算審査のために、資料等を作成する際は、比較や推移を示すなど具体的な内容を記載するように努め、決算における主要な事業を十分に反映した資料を提出するよう指摘したところであります。

以上のとおり、令和3年度決算審査における決算特別委員会の報告といたします。